

第五十八回国会 大蔵委員会 議 録 第二十七号

昭和四十三年四月二十三日(火曜日)

午前十時四十四分開議

出席委員

委員長 田村 元君

理事 金子 一平君

理事 毛利 松平君

理事 只松 祐治君

理事 竹本 孫一君

大村 襄治君

笹山茂太郎君

西岡 武夫君

村上信二郎君

山下 元利君

阿部 助哉君

佐藤觀次郎君

広沢 賢一君

小川新一郎君

出席政府委員

大蔵政務次官 倉成 正君

大蔵省主計局長 相沢 英之君

林野庁長官 片山 正英君

行政管理庁行政管理局管理官 山口 光秀君

専門員 坂井 光三君

委員外の出席者

十月二十三日

委員北側義一君辭任につき、その補欠として小川新一郎君が議長の名で委員に選任された。

四月十九日

在外財産基金法案(植木庚子郎君外五名提出、衆法第二五号)は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
国有林野事業特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六号)

○田村委員長 これより會議を開きます。

国有林野事業特別會計法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。阿部助哉君。

○阿部(助)委員 今度の法律で、一般會計を通して行つておる金が直接公団に行くということで森林の開発をやらうということでありますが、それに関連しまして、まず、この委員会でも、今まで物価問題等がいろいろ論議されてまいりましたが、いま物価の中でも一番値上りの激しいものの一つとして木材があるわけでありますが、なぜこのように木材が足りないのか。また、外材の輸入が非常に多い。あとでお伺いしますけれども、そういうことは、どうも何か林野行政そのものに問題があるんじゃないか。たとえば皆さんの白書で言つておられますように、六八%に及ぶ山地帯を持つておる。しかも日本は御承知のように、どつちかといへば高温多湿、木の成長には適しておる。これだけの面積を持つておつて、そうしてこのような木材事情であるということはちよつとうなすけないのでありまして、いまの計画を見て、皆さんは、五十年後にこの程度になると、こう言つておるが、五十年をどうやって計算したのかわかりませんけれども、皆さんの見通しもたちまちくずれてくるというふうな事情にある。何かこれにはいろいろなところで欠陥があるんじゃないか、こゝろが感じするわけでありまして、それで、いまの林野事業の一番大きな欠陥といふか、そういうものを少しお伺いしてみたいと思

うのでありますけれども、私は山地帯へ行きますと、やはり何か非常に封建制というものが残存しておる。それに携つておる皆さんのシステムそれ自体、考え方それ自体の中にもやはりそういうものがあるんじゃないかという感じがするわけですが、ことしの、四十二年度の外材の輸入はどれくらいの金額になつておりますか。

○片山(正)政府委員 ただいまのお話は四十二年度の外材の輸入ということですが、大体国内の需要量の三九%は外材が入つております。その金額はおよそ九億ドルくらいになつております。

○阿部(助)委員 外材が輸入される。しかも、最近木材の値上がりというのには非常に激しいわけがあります。昨年の値上がりはどの程度ですか、前年に比べて。

○片山(正)政府委員 木材の値上がりは、四十年から四十一年にかけまして約八%、それから四十二年から四十二年にかけまして約一・八%という値上りをしております。これは日銀の指数でございます。

○阿部(助)委員 このように不足になつてくるということは、前から予想されてはおつたわけですが。

○片山(正)政府委員 御承知のように木材は、三十六年までは内地材のほうが比較的安くて、外材のほうが比較的高かったというふうなことから、実は三十六年までは相当の急上昇で木材価格は上がつてまいつたわけでございます。ところが、三十六年から四十年までは、外材と内地材の価格が大體いいところにまいりましたので、内地材価格はほとんど上がらなかつた。したがつて、外材も上がらないといつたわけですが、ただ外材が非常に入りやすい形になりましたので、外材の輸入がふえてまいつたというのが実情でございます。そこ

で、四十年の後半から、実はまた木材価格が非常に上がつてまいつたというふうな実態でございます。

その内容を若干分析いたしますと、従来は木材不足ということで、大体木材がおしなべて上がつてまいつたわけでございますが、最近におきまして木材の上がり方というものは、大體品目によつて相当違つておるわけでございます。内地材の例を引きますと、たとえばヒノキというふうな高級材が非常に上がる傾向が出ておるわけでございます。これは裏を返せば、需要が非常に多いものに殺到しておるといふ実態ではなからうかと思

うわけでございますが、国民の所得あるいは嗜好性と申しますか、そういうことからそういう木材に需要が非常に殺到しておるといふことで、高級材が非常に値上がりしておる傾向にございます。

それに伴つて一般材、あるいは外材というものも値上がりしてまいつておるわけですが、これは外材価格も産地におきまして相当値上がりしておるといふのが実態でございます。

そのような形で、主として高級材の値上がりでございますが、全般的にやはり価格が上がつておるといふのがその実態でございます。

○阿部(助)委員 皆さんの出された白書を見ましても、植林というか、造林ということとは木材の問題だけではなしに、さらに国土保全という重大な使命を帯びているのだというふうなことを皆さんもおつしやつておるのですが、いまのような程度の計画でこれが将来、需要をある程度満たし、また、山の木のない地帯に植林というものが行き渡るといふ見通しはおありなんですか。私はどうもこれを見てもそれがわからぬのですが……

○片山(正)政府委員 これは少し概観をかいつまずんでお話ししなければならぬと思つていますが、御承知のように、四十一年四月一日に閣議の決定と

いうことで木材の基本計画並びに長期需給の見通しというものを立てたわけでございます。その立てました背景とします山の内容をちょっとつかいつまんで申し上げますと、日本の山の大体三二%が人工林、いわゆる人が植えた木によって育っているという人工林が三二%でございますが、三二%のうちの六七%が戦後植えた山でございます。したがって、伐採の対象に全然ならない木が六七%もあるという実態があるのでござい

ます。それからもう一点は、しからば三二%の残りの山につきましては、大体天然林が主体でございしますが、その天然林の四〇%は従来日本で使われております薪炭林、まきとか炭とかそういうものを生産するために維持されておったという山がそのうち四〇%あるわけでございします。そういううなことから日本の資源というものを今後用材林に切りかえていかなければならぬという実態でもありますし、使命でもあらうかと思うわけでございします。

そこで、長期計画におきましては、人工林の三二%というのを、人工林の可能なところにそれを植えていく、いわゆる拡大造林とわれわれは言っておりますが、そういう形で五六%まではもっていきたいという推進をいたしておるわけでございします。そのような形で推進いたしますと、五十年先の昭和九十年というところでございしますが、その段階におきまして、木材需給というものは九〇%自給率が達成するのであらうというふうに思っております。

そこで、その間どういうふうにもっていくかというところにございましては、まだ未開発の山が三〇%以上でございます。したがって、その未開発の山を開発しながら、以上のような森林の資源を拡大していくということとあわせて、現在の木材需給も緩和していくという方向で推進しているわけでございします。ただ、前提で申し上げました日本の山の実態でございしますので、遺憾ながら昭和五十年、今後十九年間くらいは日本の山の一番苦しい時代というふうに考えられるわけでござい

ますので、その間はどうしてもある程度外材の依存にやらなければ需給は保ち得ないという段階でございします。それらを計画的に推進することとに、外材についても計画的に輸入をして安定をはかつてまいりたい。

以上のような方向でいっておる次第でございします。○阿部(助)委員 五十年後にある程度まで満たすというところでありますが、いまのような調子では、私はどうもいかぬのではないかと心配をします。私どもは、その計画は、この需給計画等も四十一年の決定、それ以来何べんか後退という変更をざるを得ないところを追いつまれている。ことしの二月にまた修正しておるという形ですが、いずれにせよ、いまの森林資源というものは非常に貧困だ。立地条件に恵まれておるにもかかわらず貧困だと私は思いますが、長官はどうですか。

○片山(正)政府委員 ただいまも御説明申し上げましたように、戦後植えた木が多いということと、それから薪炭林が四〇%もあるといううなことで、現状といたしますと、森林に対するわれわれの期待というのに対しては非常に少ないものでございします。したがって、先生のおことばをお借りすると、貧困ということばがそのまま当てはまると申しますか、あるいは実態でありまして、そういう実態を通しますと、なかなか生産増に思いうように結びつかないと申しますか、そのような形の山が相当あるということは言わざるを得ないと思ひます。

○阿部(助)委員 ことばが少しきついかもしれませんが、まだ十分でないという一番大きな原因は、どういふものがあるとお考えになっておるわけですか。

○片山(正)政府委員 それは先ほどもお話ししましたことと若干関係いたしますが、戦後植えております人工林というものは、大体毎年四十万町歩くらい植えてきておるわけです。一番のピークは三十六年でございしますが、四十万余植えておるわ

けでございしますが、戦前と申しますか、ちょうどいま伐採しておるような木を植えておった時代、昭和初期と申しますか、そのときはいまの四分の一くらいしか植えておらないという実態でございします。

それからもう一つは、日本の山の経営が、薪炭林というものが従来非常にウエートが多かつたわけでありまして。木炭であれ、まきであれ、燃料構造がそういうものに非常に期待しておったわけでございします。そのような経営が民有林に相当行なわれておった。それが需要の変化によりまして、そういうものではなくして用材林に切りかえていかなくてはならぬというのがいまの現状でございします。その用材林に切りかえる苦しみを実は、いまやっております最中でありまして。

○阿部(助)委員 そういふ点はありましようけれども、これだけの、先ほど申し上げたような立地条件の中で、私たちが目で見るところでも、私有林の零細な人たちはあまり木を植えようとはしてないですね。またこの面積が——山林農家という山地帯の農家の戸数でいえば、皆さんの資料で見ても九〇%に当たる農家、しかもどつちかといへば、非常に生活に追われておる農家でありまして。したがって、いま皆さんのやっておりますのは、なかなかいまの補助単価ではこれはやれない。しかもその面積が三八%と皆さんの数字が出ておるが、四割近い面積を持つておる。こういうものが造林をされていかなければ、皆さんの計画はなかなかうまくいかないのではないかと。かりに皆さんの計画どおりいったとしても、これは国土保全という点——ことに私のところは昨年も八・二八水害で被害を受けたわけでありますが、そこを見ると、やはり木を伐採しておるところがよい欠けておるということを見るわけです。そうしますと、そういうところをやはり木を植える努力というものが、いまのような程度では進まないのじゃないか。いまの農家が、いまの皆さんのやっております施策で、あそこへ木を植える努力をするというところは、私にはちょっと考えられない。何かそ

ういふものを考えていかなければ、日本の森林資源という点から見ても、また国土保全という点から見ても、どうも不十分過ぎる、度が過ぎるほど不十分だ、山に対する投資が少な過ぎるという感じがするのですが、いかがでしょうか。

○片山(正)政府委員 造林の問題でございします。先ほど触れましたように、三十六年までは造林が非常に伸びてきたわけでございします。それは所有者のいかに聞かず非常に伸びておる。零細所有者もそうでございしますが、伸びてきた。ところが、三十六年を境にしまして、遺憾ながら漸減をしておるわけでございまして、その点は御指摘のとおりでございします。

ところで、造林政策といたしまして、われわれといたしましては、補助造林、融資造林、それから、これは法律がございしますが分取造林、それから、水源林を主体といたしたいわゆる森林開発公園によりまして水源林の造林、あるいは県におきます公社造林といううなことで推進してまいっておりますわけでございします。開発公園の造林につきましては順調にいっておりますわけでございします。補助造林等につきましては、遺憾ながら確かに御指摘のような減少傾向が見られるわけでございします。

そこで、われわれといたしましては、補助造林という問題につきましては、先生の御指摘のとおり、小森林所有者を対象にしましては、補助というところを通してこれを推進する。それから大面積の所有者に対しては、原則として融資造林ということでこれを推進していくという方向で進めておるわけでございします。

ところで、先ほど申しました薪炭林が非常に売りにくい、あるいは需要がないということから、造林もなかなか思うようにいかなかったという状態でございますので、昨年度、関係町村の御理解をいただきまして、団地造林というものをいま推進いたしております。団地造林というのは、御承知のように薪炭林の山でなかなか改良ができません、用材林化しにくいという団地を対象にいた

しまして、造林を推進するための種々の援助措置——平たくいえば、ある程度高率の補助をいたしましてこれを推進しておるといのが現状でございます。

したがって、われわれとしましては、今後もしやういふことを通して、種々造林対策については検討しながら推進していきたいと考えております。

○阿部(助)委員　そういうことで進めていきたいという希望はわかりますけれども、現実にはむずかしいのじゃないか、私はこう言っておるわけですが、あなたがおっしゃったように、三十六年から、農業関係は全般的に後退をしておるわけですが、これはちやうど所得倍増政策という高度成長政策を池田さんとおとりになった時点で、この時点から農業政策はずっと後退をしてきた。それで、一つは、高度成長に伴う人口の流出というものがからまり、それから農業関係の人たちは都会へ出かせざるを得ないという、出かせぎがふえてきたのもこの時点からであります。それはもう皆さんのほうがよく御存じだと思います。そういう中でいまの団地造林あるいはまた補助造林、こう言うけれども、その補助造林の中身が不十分だ、私はこう言っているわけですが、それは水源林の造林であるとか、大きなところに対しては分取造林をやるとかというところで、これはある程度進むと私は思う。だけれども、三八％という大きな面積を持ち、そしてまた、そこに持っている小さな山持ちの人たちは山だけでは食っていきえないのだから、どうしても出かせぎあるいはいろいろなことをやらなければならぬ。山に期待をするわけにはいかない。しかし面積は三八％持っているというところに一番悩みがあるのではないかと。どこにどうやってその悩みを解決していこうということが明示されない、皆さんの計画、また公団の使命というものは私は疑義を持たざるを得ない。公団はそういうことはやらない。それならばやはり林野庁のほうでそれに対するもう少し具体的なものを

出さないと進まないのではないかと。

例をあげると、私のところはいま災害地の復旧でたいへんです。作付もできない農家が非常に多い。ある村では、一村のうち七割がことしもまた作付不能だ。そうすると、二年続けて災害を受けたと同じことになる。なぜかという、これは工事の予算単価が少なからずです。みなよそへ出かせぎをしたほうが金になるから地元では復旧の労働者がいない。だから工事が進まない。雪のせいもあるが、それ以上に問題は、この予算単価が千円ちよつとくらいいでは生活がでない。水の被害を受けた人たちは金が少しくてもよいほしいとなれば、家族と別れ別れに出ていかなければいかぬ。そういう現状をいま見ておるわけですが、皆さんのあれも、そういうところの、具体的にこの程度でこういふことでやるのだということがなければ進まないと思ふ。

私はあとでお伺いしたいと思ふが、何といつても、皆さんのところの日給制の人たちの賃金、あるいは労働力不足ということや皆さんの白書でも強く言っておられるが、そういう点からいくと、なぜ労働力が不足するのか、やはり進まない一番大きな原因は、そういう地帯に対する手当という政策というものがなさ過ぎるということに一番大きな原因があるのではないかと。それは新炭林があるという理屈もあるでしょう。いろいろないままでの経過もあるでしょう。だけれども、いまこれから国土保全あるいは森林資源を増加しようといふことになれば、その問題を避けるわけにはいかないのではないかと、こう思ふのですが、いかがですか。

○片山(正)政府委員　御指摘の労働の問題であります。労働の問題につきましてはなるほど山林関係で減少していることは事実でございます。その問題は、この労働の確保の問題になるわけでございますが、御承知のように季節労働というふうなことで、従来非常に労働力過剰の時代におけるような雇用形態と申しますか、そういうような

形の推移が確かに見られるわけでございます。そこでわれわれといたしましては、労働の確保の前提となります社会保障がそのままだてはまるような姿、そういうものを指向して指導すべきであるといふことで二、三年前から労働力対策というもので推進しているわけでございます。今年度予算におきましても、結局通年雇用の推進といふことを一つの大きな目標といたしました。それはとりもなおさず社会保障の基盤となるものでございまして、そういう条件を整備していくという方向で形でこれを推進してまいりたいという方向で逐次やっております。

それからもう一点の労働の問題でございますが、なるほど労働賃金というものは非常に上がってきておるわけでありまして、現状のわれわれが補助をいたしております姿とは若干食い違ひ点もあるかと思ひます。したがって、そういう問題につきましてはわれわれも逐次お願いいたして、本年度も二％ほど労働賃金の単価を上げていたたい、そのような努力の中で解決してまいりたいといふふうに存する次第であります。

○阿部(助)委員　二％上げて金額で平均幾ら上がっているのですか。

○片山(正)政府委員　昨午が七百十円でございまして、本年は八百円でございまして。

○阿部(助)委員　まあパーセンテージでいけば一二％、たいへん相当なあれを上げたようですが、八百円程度の賃金で大体生活できると思つておるのですか。

○片山(正)政府委員　確かに御指摘のとおり造林賃金というものは、われわれ調べますと、やはり千円ちよつと上回っているといふふうに存じております。しかし、全体の姿の中でやはりこれは推進していかなければならないといふことで、われわれ今後とも努力してまいりますが、その一つの方向として団地造林といふことをやっておりますわけでございます。従来の造林は四割補助でございしますが、団地造林といふことになりまして、作業路まで、すなわち、資材を運搬する作業路まで

一応補助対象にいたしました。結論をいたしますと六割七、八分というふうな補助になるわけでございます。そのような形で推進している段階でございます。

○阿部(助)委員　大きなところは分取造林というふうなことも可能である、やっておりますが、こういうところにも、何か将来木を切ったときに取るにしても、分け合ひにしても、とりあへずさしたたつていま生活で出かせぎをしなればいかぬようなところに安い予算単価でやれといつても、現実のその日その日を追われておるのです。その人たちにそれをやってみたら、逐次考えていくという程度では、これは解決しないんじゃないですか。皆さんが役所のところでお考えになれば、将来何金が入るにしても、木が大きくなつて売れるにしても、現実にとし、来年と生きていかなければならない、きょう、あすと生きていかなければならない、そういう中でこれができるとは私は思ふのですが、それで民有林の零細な地帯の造林は進んでおるのですか。

○片山(正)政府委員　先ほどちよつとお話し申し上げました零細造林につきましては、補助を原則としてやっておりますわけでございますが、なるほど統計的に見ますと五ヘクタール以下ですか、非常に小さいものの人たちの造林が一番停滞しているといふことは御指摘のとおりでございます。労働の現状を見ても、統計によりますと、三十四万人といふものが林業労働でございしますが、その中で一番最近減つてきたのがいわゆる自家労働、いわゆる家族労働の人たちが非常に減少しております。雇用している雇用労働者というものはあまり減つておりません。家族労働者の人が非常に減つてくるというふうな現状は確かにございします。したがって、われわれとしましては、それらの対策を含めていわゆる協業方式、そういうものもあわせて考へておるわけでございますが、今回の森林法の改正につきましても、そういう意味でこれ

を達成してまいりたいというふうに思ふ次第でございます。

○阿部(助)委員 それをやりたいというだけでは困るのでして、私、もう少しそこをきかんと、こりやりますというところにならぬと、検討するとかなんとか言つてみたところで進まないんです。大きなところは、場合によればこれこそ融資でもできるでしょう。だけれども、こういう零細なところ、しかもこれだけの農家と、これだけの、三八%の面積をこれとほとんど力を入れて皆さんがおやりにならないければ、林野行政というものはうまくいかないのじゃないか。

あとで伺いますけれども、どうもそういう点からいって、大きなところとの話し合いといいますが、一緒にやってやるのはいろいろと進むけれども、一番数多くの、また面積も大きいこの零細な人たちのところに対してはなかなか仕事が進んでいかない。この問題の解決というものをと真剣に考えなければいかぬのじゃないかという気がするのですが、どうもいまの御答弁では、私は進むようには思ふのですが、それで進みますか。

○片山(正)政府委員 御指摘の、小所有者に対する造林が確信があるかというお話でございます。なるほど一つの問題だけではなかなか解決つかない。労務の問題もありますし、単価の問題もございいます。それからやり方、方式の問題もあろうかと思ひます。そこで、われわれは総合してこれらをやつてまいつておるわけでございますが、先ほど申し上げました団地造林もその一つの姿でございますし、あるいは各県でやつております公社造林というのにもそれに相関連する姿でございます。あるいは労務確保ということで、労働力対策としてわれわれも推進しておりますが、それもその一つでございますし、森林法の改正によるいわゆる計画の中で推進するというのも、これもその一つでございます。いずれにしても、そのような総合した中で労務の安定をはかりながら達成して

いく、努力していくというふうにわれわれは思ふわけでございます。

なお、造林問題については、日本の今後の林政の問題点でもございしますので、十分先生のおっしゃることも腹に入れますので、検討の中で何としても達成していくという形をとつてまいりたい、かように思ふ次第であります。

○阿部(助)委員 それならば、いま団地造林をどの程度年間面積でやつておられるのですか。それから、いまおっしゃつた県の公社といふものは、造林、そういうのは大体どれくらいずつ一年間やつておられるのですか。

○片山(正)政府委員 団地造林は御承知のようにいま始まつたばかりで、去年から実はやつてまいりました実績でございますので、去年三万ヘクタールくらい、こしが四万というふうに約三割も増加しているわけですが、そのような形でやり出したものでありますから、まだ十分じゃないですね。しかし、そのような形で推進してまいりたい。それから公社造林につきましては、これも三十六年くらいから各県それぞれ実情によつてやつてまいつたのでございしますが、四十一年におきましてはこれは非常に少ないので、まだ六千ヘクタールというところでございします。これも公社が最近になつて各県でできつつある姿でございますので、これまた過渡的な姿でございますから、現在のところはまだ六千ヘクタールというより現状でございます。

○阿部(助)委員 いまお話しのとおり、これにも出ておりますけれども、総合的にやりになるというわけのところがございします。実際は三万か四万では、これは全体の面積から見ればスズメの涙みたいなものだと思ひます。ところが、そういうものをもう少し力を入れていかないと、皆さんの計画どおりにはいかないし、木のない山がふえてくるのではないか。それについても、やはり私はその予算単価の問題であるとか、労務対策というのが一番おくられておるのがおたくの林野関係ではないかという感じがするわけです。たとえば

皆さんのところで職員として三万八千七百四十八名、それでいて常用というのですか日給制の職員が一万名を越えておるわけでしょう。もういまだき日給制なんというものはやめにして、これを皆さんのところの定員に組み入れるというふうなことはできないのですか。

○片山(正)政府委員 ただいま御指摘のあつた三万八千何百という人数は、いわゆる国有林におきます職員だと思ひます。それから常用、いま先生おっしゃいました一万何百というの、同じ国有林の労務者である、かように思ひます。

そこで、そういう前提で、なぜそういう人たちが定員内にできないのかというお話であらうかと思ひますが、これは先生御承知のように、国家公務員といつたしまして採用いたします姿におおよそ二つあるわけがあります。いわゆる定員内職員と非常勤職員といふものでございします。そこで、非常勤職員と定員内職員の差はどういう考え方で分かれるのかと申しますと、第一点は、一年以上継続して雇用できるということ、その職が恒常的であり、したがつてそういう形の恒常的であるということ、定数がきめられるものというの、いわゆる定員内に任用する基準となつてゐるわけでございます。

ところが、一般に木を切つたり造林をしたりというより山の仕事と申しますのは、非常に季節的な仕事でございします。かつまた場所によつては転々と変わるといふ仕事でございします。それから一年でたとへば伐木するといふのも、やり方によつては半年でもできる性格のものでございします。したがって、そういう性格のものには恒常職といふふうには解しないといふのがいわゆる定員内職員でございますので、非常勤職員という形で雇用しておるわけでございます。しかしながら、非常勤職員として雇用するけれども、やはりその身分を安定していくという意味から、われわれはつとめてこれを長期に雇用してまいらうという形で安定をはかつてまいりたい。いわゆる性格論と実際にやることはちよつと違つたわけでございますが、性

格論としましては、遺憾ながら非常勤という形であるといふのがわれわれとしての法解釈からしました態度でございします。この点は御理解いたされたかと思ひます。雇用の安定といふことあるいは賃金の上昇ということにつきましては、真剣に努力しているつもりでございます。

○阿部(助)委員 いろいろ皆さんのほうで理屈があり、私は法律違反だなんといふことは言つておりません。だけれども、この四十三年一月現在で月給制の職員のほうの平均が四万二千九百八十七円、日給制の平均が二万六千五百六十五円と、こういう数字があるわけですね。働くほうにしてみれば、やはり生活をしていかなければならぬのです。皆さんのほうの法律解釈がどうであらうと、二万六千円とにかく山の重労働をやつていくことができると思つておるのですかね。まあ月給を上げることも努力しておると長官おっしゃるけれども、これで努力したあとといふのが見られますかね。いまだきこの物価の中で、二万六千円を働けといふのも無理でしよう。これで努力したなんといふことにはとてもならないんじゃないかと私は思ふのですが、どうです。

○片山(正)政府委員 作業員の方の賃金のきめ方でございますが、これは地元におきましますいわゆる地場賃金、それが一つの目安になるわけでございます。もちろんそれだけではございせんが、それが目安になる。そういう意味から一応全国にこれを見ますと、地場賃金と比較した場合に国有林の賃金が非常に悪いといふふうには実は考えられないわけでございますが、たとえば建設業におきまします屋外の作業の人たちとの比較をいたしますと、おおむね同じぐらいの賃金でございます。約千四百八十円、おおむねそのぐらいの形でございします。それから賃金の上昇率を見ましても、三十五年を一〇〇としますと約二倍余賃金が伸びてきております。これまた屋外労働、建設省の方とはほぼ同じ形でございします。と申しましても、御指摘の

ように、その後の賃金がそれで十分だというふうにはわれわれ考へてはおりません。やはり所得向上という面からわれわれも山の合理的な運営を通してこれを達成してまいりたいというふうに努力しておるわけですが、現状といたしましては、先ほど申し上げました姿でございます。今後とも、努力することについて、われわれ真剣に、よく経営との関連でやってみよう、というふうなふうに思ひ次第でございます。

○阿部(助)委員 地場賃金というの最近では上がつておるのです。私の新潟のいなかも、大工を一人雇えば二千何百かかるというぐらいつておる。皆さんが地場賃金だといって押えておるこの金額というものは、これでは安過ぎる。それよりも何よりも、地場賃金がどうだうだといふことを皆さんもおっしゃる。県や国の建設関係のほうも、災害復旧はおまたちの土地を直すのだからがまんせいというふうなことで安い賃金をやる。それがいまの地場賃金になってくれば、問題は生活をしなければならぬ。だから、地場賃金でいいというふうな考えでいけば、いつまでたつたつて労働問題は解決していかない。ますます皆さんの仕事をする労働者はなくなると思ふ。

私は、日給制を月給制にしないということにも理解ができないのですが、この日給制の賃金の低さというの、またこれ問題にならない低さじゃないですか。こんなことでほんとうの日本のこれからの森林資源を確保していこう、国土を保全していこうなんというのを皆さんが本気で幾ら計画を立てても、現地は一つもこれは進みませんよ。私は進まないと思ふ。結局大きな公団なんか金をつぎ込んで、公団が独自でやるような分取造林とかそういう大きなところは何かしか植林もされ、進むだらうけれども、一番肝心のこういうところに対しては、三八%もある民有林に対しては、私はこれは進まないと思ふ。皆さんはただここで努力する努力するとおっしゃるけれども、

も、ほんとうにこれは真剣に考へないと皆さんの計画は進みません。

「委員長退席、渡辺(美)委員長代理着席」
いま一日千五百五十円ぐらいで生活ができると思ひになりますか。

○片山(正)政府委員 労賃はただいま申しました地場をもとにした姿でございます。しかし、都市関係と比較いたしますと確かに格差が相当ございます。したがって、われわれはそういう形で今後あるべきというものは毛頭考へません。やはり都市労働関係と同じような形に持っていく。そのためには、われわれとしましては、林道の整備であるとか、あるいは個々の小さな所有者が自分だけの生産体制ではなかなかできないわけでございます。資本設備がやり得るような姿、たとえば森林組合に委託をして、それによって大きな施設をやつていけるような形、そういうものを通して先生のおっしゃる、賃金も相当の期待を持てる形ではなからうか。したがって、そういうような形もあわせて指導の中でわれわれはこれを達成していきたいというふうに思つて、林業構造改善もそのような意味で推進しているわけでございます。先生のおっしゃる、一挙に、すぐにというものはなかなかむずかしいかもしれませんが、急速な方向でわれわれはそれを達成してまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

○阿部(助)委員 山地帯の雇用関係というものは、地場ではやはり封建的なもので、封建制という残滓をまだ非常に持つておるわけですね。私のはうでいへば平場の地帯は昔からの小作爭議等もありまして、これはいろいろな運動等もあつたおかげで民主化がわりとよく進んでおる。農村は非常に封建性を持つておるといわれるけれども、それでもまだいい。しかし、山地帯に参りますと、われわれでも驚くほどやはりそういう残滓を強く持つておるわけですね。それをいかににして、林野庁はさらに封建制の強い雇用関係を継続していきうなんということになったら、これはもう時代おくれもはなはだしという感じが私はするわけですね。

それでは、次のあれに移りますけれども、北海道では国有林の払い下げの場合これは随契というものが非常に数量が多いのです。やはりこれは一般入札とか指名入札ということをやらないで随契というものが多いのはどういふわけなんですか。

○片山(正)政府委員 国有林の販売につきましては、会計法並びに国有林野特別会計法等によりまして、公共用に確保するとかあるいは地元産業に確保するとか、その他災害等というふうなことが、国有林の販売をやつておるわけでございますが、そのやり方としては、おっしゃるよう一般競争入札、指名競争入札、随契契約という三種に分かれて実施しているわけでございます。そこで、北海道等随契の多いのはなぜか、こういうことでございますが、われわれ原則論を申し上げますと、国有林に非常に依存している山村、工場が多い場合に、国有林と密接な関係があり、そして国有林に非常に依存しておる場合には随契量が比較的多くなるというのが実態でございます。と申しますのは、やはりその中で安定してまいるなければいけない。国有林以外にたよるものがないという場合にはやはり安定した販売をしていかなければ非常に企業は不安定化するということから、そういうような措置をいたしておるわけでございます。しかし指名、一般、すべて相関連してやりますが、考え方としては、そういう地帯が随契が多くなるというわけでございます。

○阿部(助)委員 それで随契のほうに指名の価格や何かよりは非常に安くおつておるのはどういうことなんですか。

○片山(正)政府委員 指名であつた一般競争であつた随契契約であつた、価格そのものにはわれわれは変更と申しますか、差異を設けておりません。ただ一般競争でありまして、いわゆる競争の中にあるわけでございますから、景気が非常に過熱してまいりますと、われわれが予定してあります予定価格よりは高くなる。その反面、景気が非常に悪くなりますと、われわれが予定し

ている価格で買つていただけなのです。したがって不落になる。入札が落ちないというふうな形もあるわけでございます。したがって、われわれが予定しております価格そのものにつきましては、随契、指名、競争のいかにを問わず一応予定しておるわけでございますが、結果としまして、そういうふうな形に相なることがあるわけでございます。

○阿部(助)委員 これは皆さんの資料ですが、四十一年では、北海道では随契が六一%を占めておるのです。数量で、それで大半を随契でやつて、随契の単価は千六百三十三円。ところが、この一般入札の場合には二千四百二十七円、まあ倍まではいかぬけれども、相当の値開きがある。随契で、あなたのおっしゃるように入札の産業を育成せねばいかぬとかいろいろの理由をつけられはるでしよう。しかし、国の財産というものが大半が随契でやられる。その随契の単価は入札価格の六割程度で随契されるというの国民は納得しないのじゃないですか。産業の育成という点ではわかるけれども、その産業は私的産業であつて、何もそんなに安くせぬでもないじゃないか、国民の立場になれば私はそういう感じを持つたろうと思ふのです。皆さんはそれに何もふしぎはないということですか。

○片山(正)政府委員 先生の御指摘のありました数量と総単価と、それを割りますと一つの単価が出るわけでございますが、これが同じものであれば先生御指摘のとおりだと思ひます。しかし、木材は御承知のように非常に違うわけでございます。たとえばバルブもある、杭木もある、あるいは貴重な一般材もあるという形でございます。そのものの姿というところはちよつと違ふのじゃないだらうかというふうに思ひます。内容と単価では同一ではないというふうに御了解いただきたいと思ひます。

○阿部(助)委員 皆さんの資料をいただいておりますが、随契の一番多い会社は製紙会社、製紙会社にはほとんど随契で売り渡しておるというこ

となんでありますが、木材の種類も違ひ、いろいろな点で比較はちょっと困難な点もありますが、その辺が国民の立場としてはなかなか理解ができないわけでありまして。何か林野庁とそういうパルプ会社と癒着しているのではないかと、この疑念を持たれるわけですか。

そういう点でもう一つお伺いしたいのでありますが、長官は林協、森林総合対策協議会という団体を御存じですか。

○片山(正)政府委員 存じております。

○阿部(助)委員 これはどういふ人たちがつくっている会ですか。

○片山(正)政府委員 これは、御承知のように昭和二十六年に任意団体として発足した団体でございます。森林資源総合対策協議会というのが正規の名前でございまして。

そこで、これらの会員の人は何かということとありますが、これは二十六年当時山が非常に荒れておった時代でございまして、そして森林法も改正いたしまして山を復旧しよう、そういうときに発足したものでございまして。したがって、森林資源を非常に大事にし、育成することにも木材そのものをいかに合理的に利用するかというのが目的で発足した団体でございまして。したがって、その団体はパルプ、化粧、坑木、製材関係、合板関係、そういうありとあらゆる木材を使うものたちの総会した団体として発足したわけでございます。

○阿部(助)委員 この会費は寄付とかあるいは加入者一団体幾らとかいうことで集まつておるわけですか。どういふ形でこの会の会費が構成されておるのですか。

○片山(正)政府委員 これは木材に關係の多いものはすべて会員になる資格があるわけでございますが、普通会員年額一〇二五円以上、それから賛助会員年額一〇五〇円以上というものが積み立てられて、結果的には四十二年の予算におきましては三千六百万円というのが総予算の内容でございます。

○阿部(助)委員 これはいまの話で民間の団体でしよう。しかし、この民間の団体に皆さんの役所の人たちがつとめについて、それでまた林野庁へお歸りになるというふうなことをやつておられます。これは法律上は違法ではないか、何かからぬけれども、これは何か少し国民は判り切れないのじゃないですか。民間団体に役人が行つて、しかも場合によれば林野庁の取引の相手になるところのパルプ会社、そういうものが林協の主力なんですね。そこへ役人が林野庁から三年なら三年間つとめて、それでまた役所へ歸つてくる。そんなことはほかの役所では私にはちょっと見当たらぬと思うのですが。こういうことは法律上は違法ではないか、何かからぬけれども、何か国民の常識からいふとやらないといけないのですが、これからはどういふことをやる気でおるのですか。

○片山(正)政府委員 ただいま御指摘のありました林協に対する職員の派遣の問題でございまして、一般論といたしまして、政府関係機関、たとえば公庫であるとか基金であるとか、あるいはそれに準ずるような性格の団体、そういうものに對しまして職員を派遣し、また戻しておるという例はあるわけでございます。林協につきましても、先ほど申しましたいわけの総合した森林の対策ということでございまして、そういう準じた措置をとつておつたわけでございます。ただ、その姿といたしまして、相手方が、いわゆる林協がいろいろの事務を円滑に進める上に職員が必要だということもございまして、また、そういうような立案をする場合に行き職員が非常に勉強になる、あるいはそういう知識を得るといふような職員のためもあるというふうなことから、先ほど申した政府並びにそれに準ずるものにつきます。職員の派遣といふことがあつたわけでございます。そこで、林野庁といたしましては、二十六年から発足しました林協に對しましては、三十八年まで十二年になりますけれども、職員を派遣してまた戻してきております。そのような意味

でやつておつたわけでございますが、最近におきましては、もうその必要はないということと、派遣して戻すということとは三十八年以降はいたしておりません。したがって、現在はそのような形はございません。

○阿部(助)委員 あなたの話しはいろいろと矛盾しておるのですが、林野庁がそこへ派遣するといふのは勉強になると言ふなら、いまでも勉強になるでしよう。どうなんですか。あなたのいまの説明は幾つか矛盾があると思うのですが、林野庁の職員が勉強になるのだ、だから派遣しておるのだ、ということになれば、いまだって勉強になるから派遣しなければいけぬのじゃないですか。

○片山(正)政府委員 勉強にもなるし、かつまた、団体の当初発足した運営を円滑にするという二つの意味から実はやつたわけでございますが、最近におきましては、その必要はないということから、出した職員をまた戻すということは現在はやつておらないということでございます。

○阿部(助)委員 そうすると、勉強になるというのは取り消したほうがいいですね。向こうの民間団体へ、林協側の仕事が円滑になるためにお手伝いに行つたのだ、こういうことなんですね。○片山(正)政府委員 当時は確かに各省關係のいろいろ総合したものをやるわけでございます。で、非常に勉強にもなりました。そういう意味で、かつまたそれを円滑に進めるということとで出したわけでございますが、現在はその必要性はあまりないのではなからうかということとで出しておらないというのが現状でございます。

○阿部(助)委員 どうもわからぬですね。当時は勉強になったが、もう勉強にならぬからやめたのだ、こういうことですか。

それじゃもう一つお伺いしますけれども、ここへ行くのは、本人が行きたいということと、希望して行くのですか。それとも、上のほうからお前を行けと因果を含めてやるわけですか。どつちですか。

○片山(正)政府委員 これは御承知のように一応退職になるわけでございますので、本人と十分相談の上で実施しておつたわけでございます。

○阿部(助)委員 しかし、大体本人と相談はするけれども、適当な二年とか三年たつたら歸つてくるといふ話もできた上で行くのが多いのでしよう。行つたまま歸らない人もあるようですから、そういうものもあるけれども、大体はまた歸つてくるといふ条件つきで話し合ひの上で派遣をされておつたわけでしょう。

○片山(正)政府委員 御指摘のとおり、人によりましてはそのとおりでございます。戻すという前提で行つたということでございます。

○阿部(助)委員 長官はいろいろなところからいふことをやると言ふけれども、これは本省から地方の原に行つたり歸つたりするのはこれはありますが、これはまたいろいろの意味があると思ひますが、純然たる民間団体の林協に役人を派遣する。その主力はパルプ会社でしよう。そういうところに役人を派遣する。それで歸つてきて、今度林野庁の主要な課長であるとか官林署の署長であるとかいふポストにつくといふことになれば、さっきの随契の問題とからめてみても、どうしてパルプ会社やあるいは大地主といふものと林野庁との、そういう点からの結びつきといふものが当然考えられる。いま公務員のいろいろな関係会社への天下りといふものはけしからぬといふ声が多いし、論議もされてゐる。国民もそう思つてゐる。国民もその点で不満を持つてゐる。これは天下りどころではないのではないですか。全く林協といふ純然たる民間団体と林野庁とが半分一緒になつてゐるみたいな感じで長官はおられたのではないのですか。それでは山の問題がうまくいくわけはない、公団なんといふものに金つき込んでみたつて、これはあなたといふところで官行造林をもつとやればいゝし、また、零細農家に対する予算単価等も引き上げて、そしてその人たちが木を植えるようなことをしなければ、日本の森林資源も確保できないし、ちょっと雨が降れば災害を引

き起こして一千億もの被害を出すということになつてくる。そういうものを考えられないで、こゝろの形で民間団体なのか役所の一翼なのかわけのわからないような人事の交流までやるといふことは、私は、ちよつと許されたいのではないかと、どうも長官の考え方それ自身がおかしいと思ひます。勉強になるとか……。それならば、よその民間団体が何かつくて、仕事を円滑にするために役所の人ちよつと来てくださうと言へば、あなた出しますか。

○片山(正)政府委員 もしそういう誤解を生むこととあれば、それは非常にわれわれとしても注意をしなければならぬわけですが、なおまた、現在はそのうことはしておらないわけですが、ごさいですが、当時過渡的な問題といたしまして、先ほど申しました森林資源を総合した対策を講ずるといふ、各省あつての対策の一つの団体であつたわけでごさいますので、国の経済上からも必要であらうというより、観点から派遣をし、かつ本人もそれによつていろいろ知識を得るといふようなことで、三十八年まで確かに行ったわけでごさいます。その点は御了承いただきたくと思ひ次第でごさいます。

○阿部(助)委員 いや、これからやらないとおっしゃるならば、それはそれでよろしくすけれども、考え方が私はどうもわからぬのです。この団体はいかにあなたは何か古いことばでいへば国家的な機関だみたいなことをおっしゃるけれども、これは純然たる民間団体でしょう。しかし、パルプ会社は、日本で安い木がよいければいい、商売上を考へるのは当然のことです。けれども、こゝろのうことをやつたりいふんなことをやりたければ、正式な調査機関であるとか審議会であるとか、幾らでも皆さんのほう、政府ではつくつておられるでしょう。そういうものをつくつて総合的な対策を立てるとか、あるいは林野庁の中でそういうことを立てるだけの能力がないというならば、そういう各省からの人に集まつてもらうという方方は幾らでもいふまでもないこと

ですか。パルプ会社や銀行がつくつておるようなそういう団体に人間を派遣しなければ知恵が出てこないといふことはいいでしょう。あなたは初めの構成のところも、いろいろと木材に關係あるところ、こゝろ言うけれども、その主力はパルプ会社でしょう。基本的にあなたの考えが私は納得ができないのですよ。どうもその辺に、この山の問題もからみ、何かすつきりしない、ほんとうに民主化した役所になりきらないところに、山の問題の一番根本があるんじゃないかといふことを私はお伺いしたいと思つておつたわけですが、そういう点でどうも私、いまあなたの答弁には納得できないのですがね。

○片山(正)政府委員 林協の運営でごさいますが、理事が七十名ほどおるわけでごさいます。その内容は先生も御承知だと思ひますが、パルプ会社以外に坑木であるとか製材であるとか、あるいは電力であるとか、ありとあらゆる關係各省にまたがるいろいろな企業の方々が入つておるわけでごさいまして、試みにパルプだけをとりまして、理事のうちの約三割がパルプ、製紙關係の理事になつておるようでごさいます。対策そのものは一パルプに対してどうするといふより、なまのじやなしに、いままでの実績も御存じだと思ひますけれども、木材全体の、森林全体の姿をどうするんだというところが中心になつて動いておるわけでごさいます。パルプそのものというものでございまして、全然切り離した形で、いわゆる統合した森林の対策といふことで議論が詰められ、対策が打ち立てられておるわけでごさいます。その点は先生御存じだと思ひますが、そのような形でこの協議会が発足し運営されておるわけでごさいますので、その点も御了承いただきたいと思ひます。

○阿部(助)委員 その団体が全般的の計画を立てたり、いろいろ考へたり、皆さんのほうに意見を述べるといふことは、それは私は悪いとは思ひませぬ。また、そこに皆さんのほうからいろいろな研究のための資料を出してやるというよりなこと

は、私はいいと思ひます。だけれども、人がそこに行つて、昔のことばでいへば、何といふか雇用されて、それで帰つてきてまた本省の皆さんのところの課長になり部長になり、あるいは署長になるというところになれば、それはやはり許されないのでないか。そんなことを言ふなら、あなたの理論を發展させるならば、高級官僚の天下りなんといふのはあたりまえのことなんですか、けつこうなことだといふことになるんじゃないですか。それを国民は批判をし、国会でも議論をされるのはなぜなんですか。そこをお考えにならなせんか。

○片山(正)政府委員 いろいろな御指摘がございまして、したがうしまして、われわれといひましては、三十八年以降は誤解を招くようなそういうことはやつておりませんので、今後注意してまいりたいと思ひます。

○阿部(助)委員 注意されるということも、もうそこには派遣をしないといふことに解釈してよろしうございませうか。

○片山(正)政府委員 ただいま先生の御指摘があらりました。派遣してそれをまた林野庁に引き取り、そして役人としてやるという、出してまた入れるといふことにつきては、ただいま申し上げましたように、三十八年からいたしませんし、今後もしたしませんといふことを申し上げたわけでごさいます。

○阿部(助)委員 時間のようでありますからあれしますけれども、一つは、私先ほどからお伺いしておるのではありませんが、公団をおつくりになつて林道の開発だ、いろいろおつしやるけれども、公団でなければできないといふことではないの、皆さんのところで、林野庁でおやりになるといふことはできないわけですか。

○片山(正)政府委員 ただいまの先生のお話は、林野庁でやるということでありまして、従来の官行造林といふことの御指摘かとも思ひます。御承知のように、官行造林から昭和三十六年に公団に切りかえたわけでごさいますが、官行造林はもと市町村有林の大きな面積を対象にしてやつて

まいつたわけでごさいますが、水源林造林の実施にあたりまして、非常に奥地化してかつ分散してくる、非常にこまかく分かれてくるという性格になりましたので、そういう事業実行には役所の機構としてはなかなかやりにくいといふこと、かつまたその当時から、国有林野事業といふのは自分の山をさらによくするといふことで、造伐とあわせて林相改良といふことを打ち出して、造林につきては約三割の増加、伐採につきては約一五%程度増加といふような努力増強体制に入つたわけでごさいますので、それらとの関連でやはり公団にやつていただくことが非常にベターではなからうかといふことで切りかえたわけでごさいます。その後、地元の公団に対する姿といふものはまことにいい面が出ておりました。おかげさまで地元支持のもとに順調な推移を示しておる現状でごさいますので、その形を存続してまいりたいといふふりに存じておる次第でごさいます。

○阿部(助)委員 この公団が初めてできるときは、熊野川の開発あるいは四國の剣山の林道をつくるというふうな目的でつくつたのだが、どこの公団でも一べんつくるとなかなかそれをつぶすわけにいかなくなつてしまふ。それで次から次へといろいろな理屈をつけて存続をはかつてきておるの、もうどこの公団を見ても同じであります。今度の場合も、その仕事よりほかに水源林の造成であるとかいふことをつけ加えてくる。こゝで分収造林といふ形で金を出していくと、この公団はもうずっと永続的に続く、こゝろ見なければならぬいじやないですか。そういうことではいじやない。○片山(正)政府委員 なるほど、御指摘のように、最初公団が発足いたしましたのは、熊野、剣山、それを対象にした林道といふことで、あれは見返り資金をたしか十億だと思ひましたが、一応それを前提として発足したことは、先生の御指摘のとおりではございませぬ。しかし、いま森林資源の方角といひましては、いまの水源林造成の分並びに熊野、剣山に類するよう大きな林道の開設と

いうものが、かなり日本にいま推進さるべき事業であらうということであつた。これは考へておられます。そのような形から、確かに公団は、その後水源林造成事業もやり、かつまた特定地域の開発もやるということである。現在実施しておるわけでございます。

そこで、水源林造成事業の内容でございますが、これは一応われわれ考へております一期計画といふのは、三十六年から四十六年まで約十一年間にわたります。二十二万四千町歩といふのは、保安林整備計画に基づきまして、どうしても速急にこれを計画的に達成しなければ、その整備計画の意図するところができませんので、そのような意味でいま公団に対してその事業をお願いしておるといふのが現状でございます。

○阿部(助)委員 ですから、何も公団でなくとも、これだけの金をつぎ込んで、もっと金をつぎ込んでいくならば、たとへば随分安くたかき売らなくても、もう少し金をあげていくとか、あるいは国土保全といふことで大蔵省の一般会計から金をつぎ込んでいくという形でもつぎ込んでいくならば、何も公団といふものを、ある程度目的どおりのものができ上がつたら、次へまた存続させるために無理をしなくても、皆さんの農林省でこれをやっていくということができないのか、こう聞いておるわけですか。

○片山(正)政府委員 先ほどちょっと触れましたように、農林省でやるということは、いわゆる国有林でやる、したがって、従来の官行造林方式でやるというふうになつて、従来の官行造林方式でやるわけですが、そのような形では、先ほど申しましたように、森林開発公団で現在やっているほうが、より円滑な、より地元との協力を得ながら推進される。また、現実にそれができておるといふことを実は申し上げたわけでございます。

なお、国有林事業そのものにつきましては、御承知のように極力合理的な運営の中で利益をつくりまして、その利益の半分は特別積立金引当資金といふことにいたしまして、御協力を申し上げ

るという姿でやってまいりたいというふうに思ふ次第であります。

○阿部(助)委員 ですから、どういふ点が公団でなければいかぬのですか、私はそこがわからない。国民はおそらくそこがわからないのだと思うのです。何で公団でならなくいくのか。皆さんのところはあれだけの人員を持っておる。公団は五百人ぐらいいしか持っていない。皆さんのところは数万人の人間を持っています。それで足りなければ、またそれだけの五百人ふやしたつていいじゃないか。何で公団でなければいかぬのか。古手の皆さんの高級官僚があつて理事になつて、退職金の二重取りをするためにつづいてるんじゃないかという疑惑を持たれないでもないです。だから、私はなぜ公団でなければ——公団でやたらこういふところがプラスなんだといふことを聞かなければ、わからないわけですか。うまくいっています、うまくいっています。どこがうまくいっているのか、抽象論では私はわからぬのです。私は、公団でなしに、皆さんのところでおやりになるほうが一番うまくいくだろう、そう思つておるのだけれども、これは私のしるうとの考え、見方かも知れません。それで私は、なぜ公団でなければならぬのだといふことを聞いておるわけです。うまくいっていると言つて、どういふ点がうまくいっているのですか。

○片山(正)政府委員 官行造林といふものと比較いたしますと、官行造林は御承知のように国の管理になるわけでございます。そのような形で官行造林を実施いたします場合に、非常に分散した零細なものといふのはなかなかやりにくいのが現状でございます。あえてこれをやるとするならば、やはりそれ相当の機構をつくりまして、管林署をつくるとか、また、それを監督するものをつくるとか、そういうことの中でやってまいるという形になるわけでございます。しかし、そのような推進のしかたといふのは必ずしも的確じゃないだろう。それは非常に分散されておるといふような意味合いからなかなか無理であらうというふうに現

状でわれわれは判断するわけでございます。

一方、公団といつたしましては、土地所有者、そういう人との話、特に地元におきましては、そういう造林に意欲のある人、あるいはそういう問題に非常に技術を持っておる人、そういう人たちの関連において、その土地を合理的に進め得るといふ特色が現実にあるわけでございます。公団は、資金的にあるいは大きく計画的に安心して進めさせ得るような体制があるわけでございます。そのようなことで、従来補助金という形ではなしに、全額が国の金において成林するまでやっていくというその組織と、いま言ひました地元の造林その他の技術、意欲、そういうものとかみ合わせにおいて実施するといふ体制が、地元からも非常に喜ばれ、推進されておる姿であらうかと思ふ次第であります。

○阿部(助)委員 やめようと思つたけれども、どうもそれを聞くと、ますますわからないんです。皆さんのところから実は説明においてになつたときに、私もちょっと聞いたのだが、どうもそこが幾ら聞いてもわからない。それならば林野庁をうんと小さくしまして公団を大きくするか、幾つかつづつおやりになつて、役所はうんと小さくしたらいかがですか。役所ではだめなんです、公団のほうが地元の人たちとの接触がいい。どうも税務署とか警察署とかいうのはみな——所じやない、別の字を書いてある署は、国民に親しまれないのだ。こういうことならば、名前を変えろか、皆さんの林野庁をやめにして、みな公団に移つたほうがいいんじゃないですか。どうもそういうふうにとられてくる。どうもこれがいけないのだという点が私には一つもわからない。私はどうも林野庁のあり方にはそういう点で幾つかの疑問を持つ。

たとえばこんな、いろいろな仕事の関係もあるけれども、日給制、しかも非常に安い賃金で、地場賃金だとあなたが幾ら言つてみたところで、いまの国民の生活の状態からいって見て、二万六千円程度で生活ができるはずがない。そういう賃金を

を片方でやつておる。片方では民間団体といふか、パルプ会社を主力とする、そういうところでは役員の交流までやつておる。随分はめちやくちやに大きい。しかもその随分の金額は安い。一つ一つとつてみても、どれをとつてみても、何か役所自体が、山の役所といふのは、封建制の残滓を多分に持ち続けておるのじゃないか。たいへん悪口になつて恐縮だけれども、どうも私はよくわからぬが、そういう感じを強くするわけです。それで今度は公団といふところへお逃げになる。それは、公団といふものがそんなにいいものならば、みんな公団にしてしまつたらいいだろうと私は思ふ。私はどうもこの問題は納得ができません。

時間のようでありますし、終わりますけれども、特に零細な山地帯の造林といふものは、予算単価の引き上げと労働者の賃金の引き上げを、もう少し真剣にお考えにならないと、日本の山は荒れる一方になるのじゃないか。ことに私は、災害を受けたところだけに、山をめちやくちやに切るだけで造林がされない、零細な山持ちの地帯を持つておるだけに心配なんですけれども、そういう点で十分措置を講ぜられるよう要望して、私の質問を終わります。

○田村委員長 村山喜一君。

○村山(喜)委員 私は、特別会計の制度のあり方の問題に關連をいたしまして、二、三点質疑をいたしておきたいと思ひます。

それは、今回森林開発公団の行ないます水源林の造成事業について事業費五十億円をもつて新たに二万三千ヘクタールの新植事業を行なうといふことで、四十三年度からはその所要資金としての調達方式を改めて、資金運用部資金の導入十七億円をはかり、前年度まで特別積立金引当資金の見合ひで行なわれておりました一般会計からの出資にかえて、特別積立金を取りくずして、そして国有林事業勘定から三十三億円を直接出資をしよう、こういうような方式をとられるようになっておるわけですが、なぜそういうような方式をと

らなければならぬのかという問題について、まず第一に伺っておきたいと思うのです。

○片山(正)政府委員 それでは私から御答弁申し上げますが、御承知のように、森林開発公社が行なっております水源林造成事業は三十六年から行なっておりますが、一般会計からすべて全額出資をしていただいておりますのでございませう。しかし、その一般会計の財源をなしておりますと、特別積立金引当資金を一般会計に入れましたその額そのまゝが一応出てきておるわけでございませう。

す。なおまた、私のほうの特別積立金引当資金というものを一般会計に導入して使っておりますいままでの経過を見ましても、水源林造成事業にはほとんど過半にわたるものが実情でございませう。いままでの経過は、以上のような形で水源林造成が達成されてきたわけでございませう。

そこで、特別会計の姿を見ますと、特別積立金引当資金というものが今後必ずしも増加するかどうかというのとは一つの問題でございませう。御承知のように生産量、いわゆる伐採量というものは今後これ以上、この五六年くらいは増えることがなかなか困難な情勢である反面、労賃その他の投資あるいは林道投資というものがどうしても出てくるという関係から、ここ数年については必ずしも特別積立金引当資金がふえる、あるいは相当大幅に余るといふことが必ずしもいえないんじゃないかという情勢があるわけでございませう。そこで特別積立金引当資金が、現在四十三年度末、本年度末を想定いたしますと百三十億程度となるであろうというところが一応想定されるわけでございませうが、そういう中で水源林造成事業が今後やはり保安林整備措置法との関連におきまして、ある程度整備していく、ある程度計画性を持ってやっていくというところにおきましては、この特別積立金引当資金を、従来の実績もございませうが、優先的にやはり使っていくというところでございませう。そういう優先的に使っていくことを前提にいたしますと、一般会計にわざわざ入れてやる必要がない、そういう手数をかける必要もないし、一般会計に

入れれば、原則として必ずしも公団にいくという性格のものでもございませうので、そういう点をかみ合わせますと、やはり一般会計を通さずに優先的にやる姿においては直接出してもいいんじゃないだろうか、ということからこの法案の改正になった次第でございませう。

○村山(善)委員 いままでのやり方では何か支障がございませうか。直接融資方式にしなければならぬ会計法上の支障というものがあつたわけですか。

○相沢政府委員 従来は、ただいま林野庁長官から答弁がございませうとおり、特別積立金引当資金から一般会計に繰り入れる場合には、林政協力その他の事業の財源ということになっておりましたものでございませう。必ずしもこの森林開発公社の出資に充当されるという保障がございませう。事実上はその相当部分が一般会計から森林開発公社への出資に充当されていることになりませうけれども、一般会計に繰り入れる際には、そういうような使途についての保障はないわけでございませう。

またこれは、国有林野事業特別会計から一般会計の繰入への繰り入れでございませうので、森林開発公社に対する一般会計からの出資と、国有林野事業特別会計とは何ら関連がない形になっていたわけでございませう。それでも別に森林開発公社の事業の遂行のためには支障はないわけでございませうけれども、そういうような事実上森林開発公社への出資が、その財源が国有林野事業特別会計から一般会計への繰り入れを引き当てとして行なわれているという事実と、それからもう一つ、森林開発公社への出資を国有林野事業特別会計からダイレクトにやるといたしますと、むしろ国有林野事業特別会計は森林開発公社に対する出資権を持つ、それを特会の資産として留保することになる、こういう点で、国有林野事業特別会計のいわば内部留保を厚くすることが可能となるわけでございませう。当面、国有林野事業特別会計から森林開発公社への出資が何らかの形で還元されるということとは、なかなか

期待できないと思ひますけれども、万一これが森林開発公社の業務が一応完了いたしましたして、財産の分配があるという場合には、当然国有林野事業特別会計は、その出資に充ててその分配を受けることも可能になるわけでございませう。そういう意味で、出資権を特別会計の資産として留保することがよいのではないかと。したがって、そういう従来の迂回した方法を省略いたしまして、国有林野事業特別会計から直接公団へ出資するということが、それから国有林野事業特別会計が出資権を留保するということが、その二点におきまして、従来の方法よりも今回の改正案による方法のほうがベターであると思ひまして、今回の改正法を考えたわけでございませう。

○村山(善)委員 そこで、この問題は、やはり国有林における備蓄生長量、伐採量という問題との関連性が当然出てくると思ひます。われわれが伺つておるのは、蓄積のほうの場合にはいわゆる保安林を含んで蓄積量というものを測定をし、一方、生長量の測定の場合には、保安林を除いて生長量というものを測定をして、そうして標準伐採量というものを策定をしながらその伐採計画に従つた処分がなされているようにございませうが、これの中心を、この計画量は帳簿に合っているけれども、実際は新植をしないものも含めた標準伐採量というものの算出がなされているんじゃないか、そういう見方がございませうが、これらの今後におけるいわゆる伐採計画というものがどのような方法で出されてくるのか。先ほど林野庁長官のお話では、特別積立金引当資金の中で必ずしもこれが今後においてふえるとは期待ができません、この五分五厘くらいは期待が持てないのではないかというふうな説明がございましたので、その点における現在の蓄積なり生長量のそれに伴います計画というものをどう策定をしているのか、こういう点について説明をお願いしたい。

○片山(正)政府委員 まず第一点の森林開発公社に直接出資しますその財源というのは、あくまでわれわれといたしましては、御承知のように利益

があつた場合にその半分以上が利益積立金、そのあとの半分以上が特別積立金というふうになるわけでございませう。かつ、その現金を渡すというわけで、特別積立金引当資金というものを設けて、それを通して一般林政に協力するという制度になっているわけでございませう。したがって、その特別積立金引当資金の範囲内におきましてこれは出資をするということ、国有林野事業全般の問題との関連ではございませう。これはあくまでも従来の林政協力の一環としての利益の二分の一、特別積立金引当資金の範囲内においてこれは出資するという原則でございませう。

それから次に、しからばそれを除いたいわゆる国有林野事業のあれはどうかというお話でございませう。国有林野事業は御承知のように約七百五十万町歩がございませう。そのうちで保安林が現在たしか二六〇〇〇町歩がございませう。そのような形の国有林野の伐採の考え方は、標準伐採量というものはつくつております。かつまた、標準伐採量というものがつくつてございませう。しかし、標準伐採量と標準造林量との関係は、御承知のように伐採したあとの更新の問題は二色あるわけでございませう。一つは、切つたあとをそのまま人工造林にするという行き方と、いわゆる皆伐方式という行き方と、択伐方式という、いわゆる山を裸地にしないで、特定の木だけを切つてその山は裸地にしないで森林を育成していくという山の方法、施業の方法があるわけでございませう。したがって、そういうような関連も含めまして、標準伐採量、標準造林量というものを想定しまして実行しているわけでございませう。最終的のわれわれの目標といたしましては、国有林におきまして人工造林は七百五十万町歩のうち三百三十万町歩までは人工造林に持つてまいりたい。あとの山については保安林として切れないところもございませう。しかし、保安林の中でも先ほど申しましたような択伐方式というふうな形で山を生産していくという方法もございませう。そのような形で国有林を運営

してまいりたいという大ざっぱな計画でございます。

○田村委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○田村委員長 速記を始めて。

○村山(喜)委員 利益金の二分の一、これを積立金として措置するわけですから、それは全体の国有林の伐採計画というものに関係がないわけじゃないでしょうか。当然関係が出てくるわけじゃないですか、その留保している分については。そう

なってきた場合には、現在の利益金処分状況を、三十五年から今日に至るまでの状態を見てみますと、非常にアンバラな状態の中で、ある年においてはマイナスになり、ある年においてはたいへんな利益をあげて、特に四十一年などはものすごい利益金をあげているわけですね。そういうふうなのは今後どういふふうになつていくのかということをお尋ねしたいわけです。

○片山(正)政府委員 国有林の伐採量につきましては、これは長期見通しを立てまして、いわゆる山の保続ということがございますが、そういう長期見通しの中でおおむね伐採量というものは決定いたしておるわけでございます。

なお、具体的に申し上げますと、全国森林計画というものがつくられるわけでございますが、それは国有林、国有林ともどもつくられるわけでございますが、その中で伐採量というものがきまつておるわけでございます。そこで当年度の収支問題になるわけでございますが、これは主としてやはり木材の価格の非常に上がり下がりというものがございまして、量は一定ではあつても、木材価格の關係で収支というものは非常に狂つて、違つていふものがございます。もちろん災害とかそういうことはございしますが、若干の増減伐というところはございしますが、主として収支のアンバランスというものは量じやなしに価格にあるといふふうに考えております。

○村山(喜)委員 そこでお尋ねをいたします。四十二年までの実績は私も存じておりますが、立

本処分から製品生産とかあるいは内部振りかえ、この内訳は四十三年度はどういふような計画でございますか。

○片山(正)政府委員 御指摘は、四十三年度の収支並びに損益がどうであらうかということであらうと思いますが、収支につきましては、一応収入支出とんとんということでございます。損益につきましては約十六億の利益というふうに一応想定しております。

○村山(喜)委員 その損益の見通しはわかりませんが、それにはやはり国有林の収獲量というものが前提になつてそういうふうなものが当然金額で示されてくるはずでありますから、そのいわゆる計画というものがどういふふうになつていくかといふものをお示しをいただきたいのです。

○片山(正)政府委員 四十三年度の収獲量でございますが、伐採立木として二千四百四十七万立方、これが一応予定でございます。この骨子とするとこれは全国森林計画によつておおむね決定されている数字でございます。

○村山(喜)委員 四十二年の実績は二千四百四十七万ですね。間違ひございせんね。予算上の実績、予定でいいです。

○片山(正)政府委員 四十二年は二千二百三十四万でございます。

○村山(喜)委員 そういたしますと、約百万ほど減らす計画だ。だけれども、予算上の単価アップが計上されているから、収支均衡予算という形になる、こういうふうに考えてよろしいですか。

○片山(正)政府委員 考え方としてはさうでございます。ただそこで、素材生産、立木処分というものがございしますが、素材生産がふえますと収入は上がるかっこうになります。そういう点が若干ございしますので、その点御了承いただきたいと思ひます。

○村山(喜)委員 そこで、これは大蔵省にお尋ねいたしますが、今回資金運用部資金の導入を十七億、これは初めてですね、やったのは。

○相沢政府委員 初めてでございます。

○村山(喜)委員 そこで、こういうような所要資金の調達方式が改まつて、運用部資金を導入するといふやり方をこれからとつていくという方向がこれによつて示されたものだと思うのですが、先ほど御説明がありましたように、特別積立金引当資金というものが増加する見通しもあまりない。そういうような場合には、当然計画的にこれらの問題を処理してまいりますためには、資金運用部資金を今後必要に応じて繰り入れていくという方式はとり続けていくんだというふうに確認をしてよろしいでしょうか。

○相沢政府委員 資金運用部資金を本年度新しく森林開発公団に導入することにしたんですが、国有林野事業特別会計の特別積立金引当資金の今の状況にもよることでございますけれども、ただいまのところでは、今後も毎年度資金運用部資金からの貸し付けを考えていかなければならぬ、考えるつもりでございます。

○村山(喜)委員 では、この問題はこの程度にお願いします。

次に、定員の問題等の關係。私はいつも、林野庁で働いておる職員の問題を考えてまいりますと、常用作業員の問題が長い間の懸案事項として、今日まで労使間のトラブルにもなつておるわけでございます。この常用作業員の定数内組み入れというものは、前に一部の職種については行なわれました。ところが、機械化要員が二千七百名今日まで残つておりまして、さうして定員化の時期を過ぎた今日取り残されたかっこうになつておるわけですが、これを定数内職員に組み入れていかなければならぬわけでありまして、いろいろ話を聞いておりますと、昨年、ことし、大体三百人くらいずつ組み入れていくというようなことで話がついたやに承るのでありますが、私の知つていふのは、たとえばトラックの運転手等も、林野庁のその常用作業員として入りましてから十数年たつても、なお定数化されない。他の地方の官公庁なりあるいは他の行政官庁等におき

ましては、いち早くそれが定員内に入れられて、行(口)の俸給表で月給制度として支給をされているのに、十数年も放置されて、なお日給制の職員として、今日身分も安定をしないし、給料も安定しない。それから、最近では伐採等も機械化されていく中において、その基幹労働力である機械化要員がさういふことで放置されているという状態を考へてまいりますと、先ほど阿部君の質問の中にありましたように、定数内職員の場合とさういふような定数外職員の場合とにおいては、給与の面においても非常に大きな開きがある。さういふようなところから、林野庁長官から表彰をされた人が、さういふような表彰状は要りませんといふようなこととお返しをしなければならぬといふような恵まれない職場の実態というものを、いやというほど私たちが、現場に参りましたときに聞かされるのであります。

そこで、この問題については、やはり行政管理局の定数内組み入れ、定数化の問題に關係がございまして、また一方においては、予算上の問題でございまして、大蔵省とも關係が出てくるわけでございます。そこで林野庁の長官から、この二千七百名に及びますところの機械化要員の定数内組み入れの問題の長期的な計画をどういふふうにして処理されるのか、承りたいのであります。

○片山(正)政府委員 御指摘の機械化要員の定員内任用の問題でございますが、当初二千七百名ほど機械化要員というものがあつたわけでございますが、四十一年度、四十二年度、定員の任用をいたしましたして、四十一年度におきましては二百九十七名、四十二年度におきましては三百名といふものを定員内任用をいたしましたわけでございます。そこで、いま残つておりますのが二千二百二十六名でございます。これが現在なお定員にならずにいる人たちの人数でございます。

そこで、われわれは、これらの機械化要員の方々の今後のその定員内の任用ということになるわけでございますが、これは御承知のように、三十七年の閣議決定に基づきまして、定数というもの

は一応決定されておりますので、あくまで欠員の補充という形において極力やっておりますまいというふうな考えでおるわけでございます。そこで、欠員の補充ということになりますと、やはり今後どれだけ退職していくか、あるいはどれだけ新しく新規卒業生を入れるかというふうなことの関連がございまして。そういう形でひとつ検討していただければならないので、そういう点について今後これらの人々を入れることについては、われわれも真剣に努力したいと思っておりますけれども、こういう形の中で判断してまいりたいと思っております。

それからもう一点は予算との問題でございますが、これも一応定数の増というものはあり得ませんので、その中で、他の官庁との関係もございまして、極力早い機会になるべく組み入れるということを考えてまいりたいと思っております。

○村山(喜)委員 行政管理局の山口管理官にお伺いしますが、あなたのところでは、これは歴史的なものであるところですが、参議院で四月十一日に北村さんが予算委員会、これは行管を呼んで、その前の四月の五日にも取り上げているようでございますが、当時小使さんであるとかあるいは乗用車の運転手とか事務員とかいろいろものは、現実に基幹労働力として働いているというふうな人たちは、当時二千七百名取り残されたわけですね。だから、本問題については特殊な事情があるということをお聞きした方がよろしいと思っております。けれども、現在の段階においては定数をふやすということを至難であるということになれば、いわゆる欠員の補充方式でいかざるを得ない、こういうふうな考え方でいいですか。

○山口説明員 おっしゃるとおりでございます。

○村山(喜)委員 そこで、この計画でいった場合に、あと何年したらそういうふうな基幹労働力、不遇な地位にある人たちの身分の安定という問題が林野庁では解消できるのですか。

○片山(正)政府委員 いまここで即断することは、先ほど申しました二つの理由がございまして、なかなか困難でございますが、もしいままでどおりのテンポであるとすれば、これは七年くらいかかるというふうな点でございます。ただ、先ほど申しましたような点がございまして、今後十分検討したいと思っております。

○村山(喜)委員 大蔵省にお尋ねいたしますが、これは現在の機械化要員、これを考えてみますると、だんだん常用作業員として動員してはいるうちに年を取ってまいります。

〔委員長退席、渡辺(美)委員長代理着席〕

そうなるまいと、職員構成の面から見まして、それを定数内職員として組み入れてまいります場合には、機械化要員は、高卒の新しい労働力と比較して、高年齢で定数内に組み入れなければならないという事態が当然出てくるわけでありまして。その場合には、現在の給与体系の上からいいますと、初任給を押えるという方式でやった場合には、とてもじゃありませんが、欠員操作等をやらなければ、予算上の措置というものと実態とそぐわないような状態が生ずることは、言うまでもございません。そこで問題は、そういうようなものを転用をしていく、任用がえをしていく場合には、実情に即応したような形でやらなければ、私は実態を無視することになると思っております。そういうふうな面については、予算の一人当たりの単価というものは、十分今日までのそういうふうな事情を考慮の中に入れた方針で対処されるつもりだろうと思っておりますけれども、そういうふうなところについてはいかがでございますか。これは担当の主計官からお答え願いたいと思っております。

○相沢政府委員 国有林野事業特別会計の定員外職員は、定員組入れにつきましても、これは三十三年度から三十七年度にかけまして二万一千二百七十七名でございますが、すでに定員化したしております。その際、これは各省共通でございますが、三十七年の一月十九日に閣議決定がござい

まして、三十七年度の定員組入れの措置をもつてこれで定員組入れの措置は終了したものとす。今後は常勤労働者給与という目から支給されるものの以外、常勤的な非常勤職員というものを置かないのだ、各省は今後定員外の職員が常勤化するのを積極的に防止する措置をとるというところが、あわせて閣議決定をされておるわけでございます。したがって、予算上の定員外職員の常勤化のために特別な措置をとることは、このように経緯がございまして関係上、なかなかむずかしいのではないかと、うらふらに考えております。

〔渡辺(美)委員長代理退席、委員長着席〕

したがって、今後国有林野事業特別会計の欠員の範囲内におきまして、機械化要員等その業務の実態におきまして定員化するに適當な方々を定員に組み入れるということにつきましては、大蔵省としては別に異論はございせんが、そのためにことさらに特別な措置をとるということとはなかなかむずかしいのではないかと、うらふらに考えております。ただし、従来国有林野事業特別会計の給与の単価の積算におきましては、退職率の見方、これに関連いたしまして定期昇給に要する財源の見方などにつきまして若干問題があったようでございますので、こういう点につきましてはできるだけ実態に即して善処したいというふうに存じております。

○村山(喜)委員 倉政事務次官、われわれが承っておりますと、政令定員の欠員操作といいますが、実人員との間に約二千名の開きがある。そのうちの約千名分はそういうふうな単価が非常に低く押えられているために、そのような欠員をやはり操作をしながらやりくりをしなればならない実情だということをお聞きしておるわけですね。そういうふうな状態の中でこの特別会計の問題が論議されておる状態を考慮してまいりますと、四十一年度においては二百五十億円の利益をあげるような、そういう状態が生ずるわけですね。だから私たちが、やはり公共企業体の労働組合法が適用されながら、しかも実際の現場に行ってみると、伐採等に

ついては機械化要員が主要な労働力であるにもかかわらず、そういうふうな人たちが十年も日給制として低い賃金が与えられて、しかも身分が安定しない中において、作業は近代化に伴いまして相当危険度合い等もふえていて、作業の密度も高まっている、そういうふうな状態の中においては近代的な労働慣行も何も生まれてこないと思っております。

だから、定員の面においてはそういうふうな欠員操作をやらざるを得ない。欠員の補充方式で埋めていくよりほかはないとするならば、やはり予算の面において、いま担当の主計局においては実情に合ったような方向でこれからも努力していきたいという説明であります。私はやはり両面にわたって、その当時の処理が十分でなかったという前提の上に立って、これらの問題は実情に合うように、そうして国有林で働く労働者の諸君は、ほかの産業で働く者よりも不当に取り残されて、そうして生活保護されず、あるいはそれ以下の賃金の支給を受けておるような人々もおるようであります。特に家族構成の多いところなんかは、生活保護基準よりも低い給与という状態が続いておるということは、国有林としての事業をやる国の責任の立場から考えても好ましいことではないと思っております。そういうふうな問題について、今後十分に御努力をいただきたいと思っております。あなたが御見解を最後にお伺いをいたしまして、私の質問を終わることにいたします。

○倉政政府委員 ただいま御指摘の機械化要員の点でございますが、一応定員化の問題は三十七年に終わったわけでありまして、その後提起された運転手さんその他機械化要員の方々、これが二千数百名いる。これはだんだん定員の中に組み込まれたわけでありまして、まだ二千人以上の人が残っておりますというわけでありまして、この点につきましては、ただいま予算単価と実行単価との差異の問題がございましたけれども、これは五現業の平均でやっておりますために、どちらかという

と、国有林野特別会計では、新陳代謝率といつか、かなり老齢の人が多いところからきておることではないかと思ひます。そういう点を考慮しながら、できるだけ早くこれらの機械化要員の方が定員に組み入れられるように、今後とも努力してまいりたいと思つております。

○村山(喜)委員 これで終わりますが、ぜひ政務次官、實際の問題の処理にあたつて、千人も欠員をつくらなければやりくりができないような状態に放置しておくということは、これは非常に問題だと思ひます。そういうような面からいろいろ渋滞も出ておりますし、問題も正常化しないというような事態もありますので、白ろう病等の問題等もすでに今日職業病として提起されている段階でございますから、これについては実情に合うように善処されるように要望申し上げます。終わります。

○田村委員長 次回は、明二十四日水曜日、午前十時十五分理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十三分散会